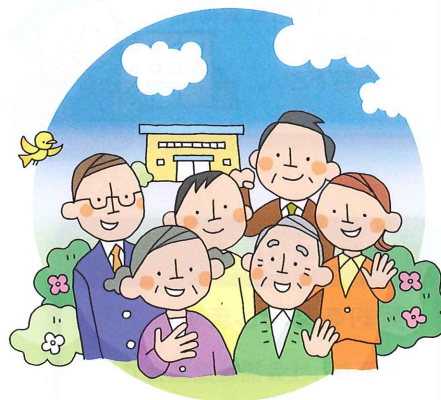


あなたの「安心な暮らし」を応援します。

にちじょうせいかつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業のご案内 (福祉サービス利用援助事業)

にちじょうせいかつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業とは

判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用や契約が、適切にできるように支援し、これに伴う日常的金銭管理等をあわせて行いながら日常生活の自立を助けるための社会福祉法に基づいた事業です。



りょうひと サービスを利用できる人は

認知症、高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分であるけど、本事業の契約の内容について判断し、概ね理解できる方が利用できます。

しえん ないよう ● 支援(サービス)の内容

1 福祉サービスの利用援助

- 福祉サービス利用に関する情報提供、相談対応。
- 福祉サービスの利用・やめるときの手続きの援助。
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの援助。



2 日常的金銭管理サービス

- 福祉サービス利用料の支払いの援助。
- 年金・福祉手当の受領や医療費等の支払いの援助。
- 家賃・税金・公共料金の支払いの援助。
- 預金の払戻、解約、預金の預け入れ等の日常的金銭管理の援助。



3 書類等預かりサービス

預金通帳、はんこ、年金証書、保険証書などの重要書類の保管。
(※別途利用料がかかります)



4 日常生活の見守り

上記の援助をしながら、日常生活状態の変化などに気配りをし見守りをします。
状況により必要な場合は、利用者の了解のもと関係機関につなぐなど相応しい援助をします。



● 利用方法とサービス開始までの流れ

1 相談

福祉サービスの利用
や金銭管理等の援助
をしてほしい

利用を希望される方は、
お近くの市町社会福祉
協議会に
ご相談下さい。



2 訪問・調査

専門員が訪問してお
話をうかがいます
(訪問調査)

あすてらすの専門員が、
自宅や施設、病院
などを訪問し、お話
を伺います。



3 支援計画

具体的な支援内容を
決めます

利用される意思の確認と具
体的な援助内容について
支援計画を
作成して
いきます。



4 契約書

契約を交わします

利用者と社会福祉協議会で
利用契約書を
かわします。



5 サービス提供

生活支援員が
サービスを開始します

担当する生活支援員が、
サービスを提供をします。



【利用料について】

- 相談や訪問調査等にかかる費用は無料です。
- 契約後からのサービス提供は有料です。

※生活保護を受けている方の利用料は無料です

ご相談・お問い合わせは、最寄りの「あすてらす」または
お住まいの市町社会福祉協議会へ

あすてらす

あすてらすうつのみや	(宇都宮市社会福祉協議会)	宇都宮市中央1-1-15総合福祉センター内	TEL.028(635)1234
あすてらすあしかが	(足利市社会福祉協議会)	足利市東砂原後町1072 総合福祉センター内	TEL.0284(44)0372
あすてらすとちぎ	(栃木市社会福祉協議会)	栃木市今泉町2-1-40 保健福祉センター内	TEL.0282(20)7755
あすてらすさの	(佐野市社会福祉協議会)	佐野市大橋町3212-27 総合福祉センター内	TEL.0283(21)5330
あすてらすかぬま	(鹿沼市社会福祉協議会)	鹿沼市万町931-1 総合福祉センター内	TEL.0289(63)2817
あすてらすにっこう	(日光市社会福祉協議会)	日光市今市511-1 春日町庁舎内	TEL.0288(21)5577
あすてらすおやま	(小山市社会福祉協議会)	小山市中央町1-1-1 市役所別館	TEL.0285(22)5353
あすてらすもおか	(真岡市社会福祉協議会)	真岡市荒町110-1 総合福祉保健センター内	TEL.0285(83)8585
あすてらすおおたわら	(大田原市社会福祉協議会)	大田原市浅香3-3578-17 福祉センター内	TEL.0287(23)7375
あすてらすやいた	(矢板市社会福祉協議会)	矢板市本町5-4 保健福祉センター内	TEL.0287(43)8700
あすてらすなすしおばら	(那須塩原市社会福祉協議会)	那須塩原市南郷屋5-163 健康長寿センター内	TEL.0287(38)1161
あすてらすなすからすやま	(那須烏山市社会福祉協議会)	那須烏山市初音9-7 社会福祉センター内	TEL.0287(82)3500
あすてらすしもつけ	(下野市社会福祉協議会)	下野市小金井789 保健福祉センターゆうゆう館内	TEL.0285(43)1250